

平成 23 年 7 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ケーヒン
代 表 者 取締役社長 田内 常夫
コード番号 7251 東証第一部
問 合 せ 先 総務部長 新道 清一
TEL 03-3345-3411

公正取引委員会による下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

平成 23 年 7 月 4 日付で、「中小企業庁からの下請代金支払遅延等防止法の措置請求について」にてお知らせしましたが、同措置請求に基づき、本日、当社は公正取引委員会より下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」）の規定に基づく勧告を受けました。

これは、下請代金の支払いに関して、単価合意日前に発注した部品について単価改訂後の減額された単価を適用していた行為が、下請法第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反するものであると判断されたものです。

なお、当社は当該取引を調査・算定のうえ、平成 23 年 7 月 6 日に当該下請代金の減額とされる金額を、当該下請業者に既に返還しております。

本事象は社内を受発注システム変更の際、本来あるべき単価適用となっていなかったため生じてしまったものであり、当社は当該取引を管理するシステムについても見直しを行うなどの措置を講じております。

お取引様をはじめ、関係各位にはご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今回の事態を深く反省するとともに、公正取引委員会の勧告を重く受け止め、今後、同様の事態の再発防止を図り、全社を挙げて法令遵守に努めてまいります。

以 上